

明治初期におけるキリスト教の教派形成

—長老制の場合—

森岡清美

本稿は、日本最初のプロテスタント教会である日本基督公会が一八七二年横浜に設立され、同類の各個教会を包摂する上位の宗教制度体を構築する過程で無教派主義が挫折して、七七年に長老制の日本基督一致教会の創立に至る過程を、宣教師の指導と日本人信徒の応答に注目しつつ考察する。

一、日本基督公会の設立

アメリカ改革教会宣教師バラ(Balagh, J. H., 1832-1920)が彼の英語塾の生徒有志の希望に応じて授洗した一八七二年(明治五)三月一〇日朝の出来事を、横浜のキリスト教布教探索の任務を帯びた太政官課者はつぎのように報告している。

二月二日「旧暦」第九字信不信ノ生徒数十輩輻輳セル中ニテ教師バラ云ク今日ハ別テ有難日ニテ此人タチ実ニ洗礼ヲ望ミ私シ耶蘇キリストニ代リテ洗礼ヲサツケマスソレニ付テハ公会ヲ

立ル事モ兼テ咄シマス通り追々此道弘マルニ付テハ必スナクテハナリマセヌ此公会ノ立方ニハイロイログアリテ国々所々少シツ、規則ガ違ヒマス然シ私共ノ宗旨テハ凡ソメリケンノ政事ニ従ヒ長老ノ官ヲ立テ、此会ヲ守ラ子ハナラヌソレ故今モ彼方寺ノ内ニテ札入ヲシテ長老ヲ選ヒ互ニ申シ合セテ夫々ノ規則ヲ立テ玉ヘ吾ノ考フル所口是々ナリト其ノ規則ヲ挙タリ取捨衆議ニ任スベシト云々此ニ依テ列衆入札セシニ小川廉之助トイヘル者ヲ長老ノ官ニ選ヒタリ(中略)右様決シテ十二字ヲ期シ各々午食ノ為ニ帰散セリ 【小澤1964: 90】

バラは横浜海岸通一六七番の石造の小会堂(在留外国人のユニオン・チャーチ会堂)に集った生徒たちに対する説論のなかで、この道がおいおい弘まる(受洗者が増加する)については、信仰を守り強めるために必ず公会(教会)を立てなければならぬと、彼がかねて提案していた結社の組織化を宣言する。ここに黙示されている

ように、個人的受容から定着へと順調に進むためには集团的受容を伴わねばならない。しかも、公会は単なる集団ではなく、制度的集団であって、一定の「立て方」によって立てなければならぬから、集团的受容は直ちに制度的受容に接続することとなる。

ではどのような「立て方」を採用するのか。バラは云う。公会の立て方には種々あって、国により地方により少しづつ違うが、アメリカの政体に従い「長老ノ官」を立てて公会を守るのがよい。ついでに、まず投票によって長老を選び、協議して公会の規則を定めなさいと云い、規則として定めるべき事項はこれこれとその案を示したうえ、提案の取捨は衆議に委ねた。そこで「列衆」の投票によって、米国長老教会宣教師タムソン(Thompson, D.: 1835-1915)から三年前に受洗した小川廉之助(義綏, 1831-1912)が長老に選出された。上引の文書はそのように報じている。

この日午後三時から洗礼式、つづいて長老按手礼式が行われた。謀者報告によれば、バラ、同じくアメリカ改革教会のブラウン(Brown, S. R., 1810-80)ほか宣教師ら外国人男女七名、先に受洗して横浜に在る前記小川と仁村守三、今日受洗の篠崎桂之助(1852-76)・押川方義(1850-1928)ら九名、そのほか多数の生徒で礼拝堂が一杯になった。バラが上座になおって右の九人を前に進め、まず小川と仁村から彼らにいちいち宗義を試問させた後、バラ自ら一人一人に対して試問し、生命を賭して教えを堅く守る決意を確かめたうえで洗礼を授け、両眼から大粒の涙を流しながら、私日

本へ来て以来初めての喜びであります、と述べた。ついで、神の命を受けて今日初めて公会を立て、小川さんを長老の官に選ばしました。これまた私たちの力ではない、ひとえに神のなし給うところです。そこで今耶穌キリストに代わって小川さんを長老に立て、彼に長老の権を授けます。この後あなた方は何ごともこの人の命令に従い、協力してこの教えを広め、外国の宣教師の手をからずとも道を伝えてこの国を守るよう、励んでください。こう言って小川を坐らせ、バラとブラウンは立って小川の頭に手を置き、祈禱して長老の権能を与えた[森岡1970: 67]。

公会設立約一カ月後の集会で制定された漢文の規則(注1)は「公会定規」と呼ばれ、第一 惣規一カ条、第二 可信心一〇カ条、第三 可行事五カ条、および会中規則一七カ条からなっていた。この公会定規を手がかりとして、設立されたばかりの日本最初のプロテスタント教会の社会的性格を探ってみよう。まず惣規に(以下読み下し)、

一、聖書ハ神靈ノ黙示ニヨル故ニ信スベク行フベキノ標準タルナリ

とあるのは聖書主義の表明であって、バラの学生たちがその年の旧暦一月二日から初週祈禱会を開始して二月一日に至り、その間、連日午後一回、ただし水曜日は午後と夜の二回、日曜日は午前・

午後・夜の三回、新約聖書マタイ伝・ヨハネ伝・使徒行伝・ロマ書の講義を聴講してきた〔佐波1938a:107-109〕集団経験と、祈禱会を媒介とする感情融解の体験に裏づけられている。第二の信仰箇条は使徒信条に準拠し、第三の生活綱領は十戒を念頭に置いたものである。ただし、後者は日本の宗教環境と一六日休日制を考慮して十戒のなかでも、

- 一、偶像ヲ拝サズ独一ノ真神ヲ拝スベシ
- 一、其ノ他安息日ヲ守リ神ヲ愛シ人ヲ愛セヨ

の二カ条をとくに掲げ、さらにキリスト信徒に求められることとしてつぎの二カ条が加えられている。すなわち、

- 一、洗礼ヲ受ケ又聖餐ヲ守ルベシ
 - 一、死者ノ為ニ神ヲ求メズ生者ノ為ニ神ヲ求ムベシ
- 〔日本
基督教会1976:1-3〕

右の末条は、『廟祝問答』坤巻や『天道溯源』第九章の偶像母奉と祖先勿祀のくだりを精読した信徒でなければ、衝撃を禁じえない価値転換を迫る箇条であるが、さらに、

- 一、皇祖土神ノ廟前ニ拝跪スヘカラサル事（出エジプト記二

○章三〜六節）

- 二、王命ト雖モ道ノ為ニハ屈従スヘカラサル事（使徒行伝四章一九節、五章二九節）

- 三、父母血肉ノ恩ニ愛着スヘカラサル事（マタイ伝二二章四八節、ヨハネ伝二章四節）

の三カ条の追加を主張する意見があった。入信者の永く心に誓つて固守すべき宗規として、宣教師が括弧内の聖句に基づいて教諭するところであつたからである。しかし、これら三カ条を公然と掲げれば公会外から非難攻撃を招くこと必至として懼れる者もあり、議論が決まらないままに追加が見送られたという〔小澤1964:386〕。しかし、維新时期にもたらされたキリスト教が七二年六月宣布の三条の教則に背反する性格を秘めていたことは、記憶に留めるに値しよう。

最後の会中規則は公会の管理運営の規則を定めたもので、原案一四カ条に三カ条が追加された。計一七カ条のうち長老の語のあるもの九、教師の語のあるもの二、執事の語のあるもの一で、「長老ノ官ヲ立テ、此会ヲ守」る趣旨は達成されているようである。しかし、

- 一、若シ言行教ニ従ハズシテ諸兄弟ノ忠告ヲ聴カズ長老ノ訓導ニ従ハザル者アラバ宜シク会中衆議シテ後長老ノ決ヲ以

テ之ヲ処置セヨ

一、長老タル者若シ教律ノ言行ノ如カザル節ハ会中衆議ノ上速カニ擯出ス可キ事

一、教師タリ共右ノ件ニ準ズ可キ事 [日本基督教会1976: 83]

の三カ条は「会中衆議」が公会の運営において重い位置を占めることを告げており、とりわけ長老・教師の言行を「会中衆議」によって裁判するとの箇条は、長老制よりも会衆制とされるものであった。日本人信徒はこの点についてバラ經由の情報しかもたず、判断能力はないに等しかったものの、既存のどの教派にも所属しない無教派(註2)への志願をもっていた。しかし、バラとブラウンが所属するアメリカ改革教会伝道局では自派の新教会の設立とみなしたというし[井上1988: 40]、いずれにせよ在日宣教師たちにとって新しい公会がどのように組織されるかは関心の的であったに違いない。

二、公会規則制定と東京支会分立

横浜の公会設立を契機として、諸教派共通の問題とそのための宣教師間の提携協力を協議するために、一八七二年九月第一回のプロテスタント宣教師会議が横浜居留地三九番ヘボン施療所で開かれた。長崎・神戸からも集ったアメリカ改革教会・米国長老教

会・アメリカンボード・アメリカ婦人一致外国伝道協会の宣教師に加えて、横浜在住の内外の信徒長老も参加した(聖公会系の英米宣教師は不参加)。聖書翻訳の分担、禁教下の伝道方法、教会組織といった直面する問題が主な議題であった。最後の教会組織はこれから設立される教会の教派所属にかかわる問題だけに、教派の伝統を尊重すべしとの意見と教派にこだわらぬ教会形成を主張する意見とが長老制教派の宣教師の間で対立して(註3)、長時間議論するも合意に至らないので、会議座長のブラウンが多数派の意見を中心に妥協案を作成し、漸くこれを全会一致で承認して決議とした。その結論部分は左のとおりである。

吾等宣教々師はあまりに顕著なる(教派分立の)差別より生ずる弊害を避けんが為に伝道の方法を一定せんことを希望するものなるが故に、(中略)自今吾等の援助に由て設立せらるべき日本の諸教会に於ては、成るべく其名称及び組織を同一ならしむべく努力せんことに同意す。即ち其名称は基督公会と言ふ公同的のものとなし、其組織は各教会の政治を其会員の協賛に由り、教師職及び長老職に由りて執行せらるべきものとす。[山本1929: 40]

宣教師たちの母国で歴史的に展開した教派分立の弊害を「教派を教えこまれていない」[高谷1959: 286]異教国で繰り返さない

ため、諸派伝道の方法を一定にすること、その具体策として教会の名称と組織を同一にすること(「公会日誌」にいう「一名一会」)が合意され、名称は〇〇長老教会、〇〇会衆教会といった外国の教派名を冠することなく、単に基督公会という公同的なものとし(name being as Catholic as the Church of Christ)、組織は会員協賛のもとに教師職と長老職によって教会政治が行われるものとする(「the government of each Church shall be by the ministry and eldership of the same, with the concurrence of the brethren」)が合意されたのである[佐波1938b: 659]。公同的といひ、「無教派主義」[井深梶之助1969: 378]といつても、せいぜい長老制教派(長老教会・改革教会)ならびに会衆制的ながら本来超教派組織であったアメリカン・ボードの範囲で合同教会をめざすしかないことを、監督(主教)制の聖公会系宣教師の参加がなかったこの会議で、ブラウンたちは思い知らされたに違いない[井上1982: 102]。しかも、この決議には異なる解釈を許す曖昧さがあり、そこから程なく足並の乱れが生じたのである[Imbree1914: 4-5]。

宣教師会議から二週間ほどたった一〇月(旧歴九月)初頭、東京在任の会員も來集し、バラ、タムソンのほか神戸からアメリカン・ボード宣教師のグリーン(Greene, D. C., 1843-1913)も参加して横浜公会の会議が開かれた。ここで東京に会を分立することが決まったことは組織の進化を促す注目すべき出来事であつて、「公会日

誌」が「東京ヨリ諸兄來集」と冒頭に特記した理由も判明するといえよう。「公会日誌」の「如左議定ス」としたなかには記されていないが、この日の会議で「公会定規」が改正されて「公会規則」の制定をみたと推測される[佐波1938a: 114]。改正によつて「定規」の第一惣則、第二可信事、第三可行事が一五項目にまとめられて、一から九までが信仰諸則、一〇から一五までが倫理的な条項となり、「定規」の会中規則に当たるものが内規条一六項目として整頓された。福音同盟会の教理的基礎九カ条が冒頭の信仰諸則の下敷きになっていることは疑いえない[中村1984: 27]。

改正の要点は第一に、宣教師会議で取り決められたように名称を定め、組織を整えることであつた。公会定規では新設公会はまだ無名であつたし、組織も先述のように長老制と会衆制の要素が混在する曖昧なものであつたからである。そして第二に、東京に分立されるべき会にも適用される規則とすることであつた。のみならず、阪神に設立されるべき公会にも適用可能な公会規則を制定しようという関係者の意欲を、グリーンンの参会に汲み取ることができよう。したがつて、ここに教派規則の原型がみられるはずである。

さて、これらの改正は公会規則の内規条に示された。まず、
一、我輩主耶蘇ヲ信ズルモノハ信心ヲ増益セントタメニ此公会ヲ立、且聖書ニ適合ト公会ノ聖潔トヲ補佐ノ術策ハ長老ノ政事

タルベシト憶フ、是故ニ我輩此政事ニ從テ横浜ニ主耶蘇ノ一公会ヲ立ツ

とある。第一条は東京その他に分立される会を含めて「此公会」といい、横浜の会は「主耶蘇ノ一公会」として横浜耶蘇公会と名乗ることを含意するものとみなしえよう。ここにいう「長老ノ政事」は公会の役員とその職務を規定した続く四カ条で明確にされている。

二、総テ此会ニ教師、長老、執事ノ三職アリ

三、教師ノ職ハ専ラ祈禱ヲ努テ道ヲ伝ヘ洗礼ト聖晚餐トヲ行ヒ、長老、執事、公会ヲ監督シ、又長老ト偕ニ進教ノ者退教ノ者ヲ成裁ス

四、長老ノ職ハ教師ト偕ニ進教ノ者退教ノ者ヲ成裁シ、諸教師、諸長老、執事等ノ行フベキ事ヲ監督シ、教友ヲ訓誨シ、教友ノ行為ヲ研察シ、又会中齊ク集ルトキハコレヲヨク治理テ群衆雜乱ナカラシメ、凡テ教師ヲ助ケ会中ノ諸事ヲヨク司ルナリ

五、執事ノ職ハ専ラ銀錢ノ事ヲ理ム、捐助ノモノアレバ之ヲ収蔵シ、貧乏ノ者アレバ之ヲ救済シ、貧者、病者ヲヨク懇切ニ問尋スベキナリ。且ソノ銀錢ノ出入ヲ記シテ公会ノ望ニ任セテソノ記録ヲ見スベキナリ [日本基督教会1976: 6]

宣教長老としての教師の職務、治会長老としての信徒長老の職務、そして治会長老の会計実務を分掌し福祉面を担当する執事の職務が規定され、第二条で「総テ此会ニ」とあるように、これは単に横浜公会だけの政治組織ではなく、耶蘇公会の各個公会すべてが教師職と長老職を車の両輪とする政治組織をもつことを言明している。教派規則の原型というゆえんである。ここでは、公会設立の朝バラが説明した「長老ノ官」の色彩が強まり、宣教師会議の決議にみる「各教会の政治を其会員の協賛に由り」という会衆制的な性格が稀釈されているのが注目される。

公会定規のうち「会中衆議による教師・長老の裁判」を規定した会衆制色の濃い箇条は、内規条でつぎのように改訂された。

十五、教師、長老ヲ裁判スルハ日本ニ公会数多立マデハ美国ノ教師、長老ノ裁判ヲ受ベキナリ

教師・長老の裁判は各個教会の会中衆議によるのではなく、「此公会」に属する各個公会の教師・長老たちによって行われるのだが、日本に各個公会がいくつも設立されるまでは、日本在住の米国人教師・長老の裁判を受けるものと定めている。教師を会中衆議によって裁判するという、日本人信徒にとって到底なじみがない箇条が廃され、当面米国の教師・長老がどのように裁判を行

うのか、学習する立場に立つこととなった。教師職と長老職による教会政治という趣旨が貫徹されたことは、この意味でおそらく日本人信徒の歓迎するところであったことだろう。

公会規則の内規条は第六条で、「一年二三月九月ノ二回首ノ安息日ニ各ヒトシク集会シ」と年二回の公会会議を定めている。三月九月というのはこの時点では旧暦のことで、翌七三年(明治六)一月から新暦が施行され、新暦のほうが旧暦よりほぼ一月早かったが、規定の文言とおりこの年新暦三月一日、海岸通の石造の小会堂でバラを議長、タムソンを勧発人、奥野昌綱を書記として会議が開かれた。これに神戸のグリーンも再び参加している。内規条第六条に前引に続いて、「会中ノ諸事、内規ノ改変ヲ欲スルハ之ヲ議シ、凡テ道ニ進ムタメニ衆議ヲナスベキナリ」とあるように、内規条の改正が議題に上り、種々の意見が出たうち、とくに注目すべきものはつぎの二件であった。第一は上引の第五条を除くべしとする意見で、教師・長老を裁判する規定に日本人信徒が小さからぬ抵抗を感じていたことを暗示している。しかし、おそらく宣教師側から、この種の規定こそ公会の民主的運営を担保するものとの反対論が出たためか、採用されなかった。第二は内規条第一条の最初の文章を左のものと入れ換えようというもので、これは採用された模様である。曰く、

我輩ノ公会ハ他ノ諸宗派ニ係ラズ実ニ主耶蘇キリストノ名ニ依

テ建ラレシモノナリ且我輩心志ヲ一ニシ相與ニ勉励シ以テ各ソノ体ノ一ヲ具シテ希望ス故ニ凡テ三一真神ヲ信シ唯聖書ヲ以テ標準トシ而適合センコトヲ勉ムルモノハ同クコレ耶蘇キリストノ徒タルベキニ因テ海内ハ勿論海外諸洲ノ信者共ニ耶蘇キリストノ故ヲ以テ一家同胞ノ親愛各宜ク体認スベシ」[佐波1938a: 125]

この趣旨は、前年九月の第一回宣教師会議において教会組織問題の紛議をまとめたブラウンの提案が前提とする理念を、日本人信徒の言葉で表現したもので、先の公会規則内規条には盛り込まないでいたものである。冒頭の「他ノ諸宗派ニ係ラズ」との文言は既存教派に対する独立独行の立場を宣言しているが、文字通り独立の信徒集団の形成を構想したとすれば、不可能事を夢みたこととなる。しかし、もし特定の教派に繋属しない意思表示とみれば、ミッシヨンの指導と支援を期待せざるをえない日本の現状において、教派分立の弊を踏襲せずとのブラウンの理念を盛り込んだことになるのではないだろうか。

改正意見の採否はその場で決したかのように前段で叙述したが、実際はそうでなく、タムソンの勧告により組手(委員)数輩を挙げて改正案の作成を委ねることになった。彼はまた、日本人信徒は日本の習俗を熟知しているゆえに、他方、西洋人宣教師は信仰箇条に通暁している上に改正案を神戸の教師にもみせて意思の疎通

を図ることができるゆえに、委員として日本人三人と西洋人三人を選ぶことを勧告した。選挙の結果、西洋人宣教師としてはタムソン(東京)・バラ(横浜)・グリーン(神戸)が選ばれた。宣教師にグリーンが含まれるように定数を三とし、日本人委員はその同数としたのであろうか〔佐波1938a:125〕。

同七年九月六日、ヘボン施療所付設の禮拜堂で秋の公会会議が開かれた。改革教会のブラウン、バラ、長老教会のタムソン、ルーミス、ミラー、以上五名の米人宣教師、横浜・東京在住の日本人信徒二五名が出席して、まず公会規則改正の件を議決し、ついでタムソンが東京に支会を開設したい旨発議して小川がこれを説明し、異議なく可決された。正式の手続きとしては、東京に支会を建てようとする長老小川義綏ら信徒八名が連署して、横浜本会長老奥野昌綱(1823-1910)に支会を建てることの允許を請う願書を提出することとなり、横浜に在る公会の中われら東京に居住する者、遠路不便ゆえ東京に支会を立てて聖餐を守りたい旨の同月九日付け請書を横浜に送り、同二〇日午後東京築地で建支会式を挙げた。

式は横浜本会長老奥野を議長として進められた。奥野が「支会ヲ建ルノ意ヲ演説シ且許可ヲ請フ連名書ヲ讀ミ次二許可ノ書ヲ讀ミ亦バラ師奥野本会ノ惣代トシテ来ルノ由ヲ述」べ、つづいて東京在住長老である小川が「新規則」を読んだ。新規則とはその年二度の審議をへて改正された会中規則のことであるが、その正文

は伝えられておらず、これをさらに改正した「日本基督公会条例」によって推測しうるのみである。つぎに長老選出に移って小川が選出された。奥野から小川に「聖書ニ云ヘル如ク長老ノ職ヲ奉ズベキヤ」と問い、会衆に「長老ノ訓導ヲ受クベキヤヲ問」うて、小川の長老職就任が決まったが、横浜の公会設立の時小川には「長老ノ権已ニ授与セルガ故ニ今別ニ不授与ノ旨」奥野から説明がなされ、長老按手の礼式は省かれた。つづいて「本邦教師ヲ立ルマデ美国ノ教師ヲ頼ント欲ソノ人誰トナスベキヤヲ」奥野が問うと、会衆は皆タムソン師と云って教師の人選がすみ、奥野はタムソンに「教ルコトヲ諾スベキヤヲ問」うて東京支会の教師が決定した〔佐波1938a:134-137〕。

タムソンは公会設立前に横浜から東京に移転していたし、公会が設立された時横浜に在住した会員のなかにも、東京の政治的経済的地位が向上確立するにつれて東京に転居する者がふえ、遠路のために信徒の最低限の義務である聖餐を守るのも困難となれば、東京に別に公会を設立する必要に迫られる。その時、正式に公会を別立する手続きをどうするかが問題となる。長老制では、まず教師と長老の会presbyteryを組織して、この長老会が新教会の設立を允許する定めである。すでに必要な数名の教師・長老は横浜に在るにしても、長老会はアメリカ改革教会か米国長老教会に所属しなければならず、七三年三月の公会会議で「我輩ノ公会ハ他ノ諸宗派ニ係ラズ」との方針を打ち出した以上、特定の教派に

所属することはできない。というよりは、七二年一〇月の公会会議で「東京二会ヲ分ケ立ルコト」が了承されたのを踏まえて、設立手続きが協議されるなかで特定の教派に所属するか否かが切実な問題となり、前記の方針に達した、あるいは方針が確認されたとも推測できるのである。

特定教派への所属を伴う新公会の設立を断念すれば、残された道は母教会が支会を分けるといふ日本の宗教界一般の手續きに従うことであつた。その場合、母教会が本会として支会の設立を承認すればよい。こうして、横浜本会を母体として東京に支会が設立された。両者は本支の関係で結ばれているから、両者を関連づける上位の機構は必要でない。

この過程にバラが関与したことが明らかである。というのは、九月九日付けの願書に対し、奥野は日本人の慣行に従つて允許の証書を送らねばならぬと考え、バラに願書を見せて相談したところ、横浜・東京双方の日記にこのことを記載するのみで、許可書を送るに及ばぬと指示しているからである〔佐波1938a:135〕。しかし、建会式当日、九月九日付け横浜本会長奥野・同教師バラ名義の允許証を小川に呈している。ここにもみる対応の揺れは、このような新公会設立はバラにとつて初めての経験であつたことを黙示している。建会式後間もなく、横浜・東京両公会の教師・長老ほか関係ミッションの宣教師が会同して、両公会の共同事務、伝道事業などを協議した。長老制では長老会に当たるものである

が、長老会としてでなく、おそらく總會の名目で両公会の連絡協議会として開かれたと推定されよう。この時の申し合わせにより、米国長老教会のミラー(Miller, E. R., 1843-1915)から資金提供を受けて、一〇月八日から二旬ほど奥野と小川が総武両州にわたる広範囲の回村伝道を行った。

その年一二月には、両公会は横浜本会・東京支会としてでなく、横浜公会・東京公会として、つまり対等の立場で通信を交わしている〔佐波1938a:139〕。本支という成立事情に由つた序列を含意する呼称を脱却して、本支の絆を止揚すれば、両者を関係づける上位の機構が必要になつてくる。その形態は協議会なのか長老会のような制度的団体なのか、新たな問題が発生する。

協議会か長老会かの対立は会衆制と長老制の間に典型的に出現するのであるが、それ以前に超教派主義の是非をめぐる対立が長老制教派のなかで生じていたことは、第一回宣教師会議についてみたとおりである。横浜および東京の公会の在り方については、アメリカ改革教会伝道局は「我邦ノ公会宗派ヲ別タズ一公会タラシムル事ヲ許諾」〔佐波1938a:138〕したのに対して、米国長老教会宣教師の間では根強い意見の対立があつた。東京公会の牧師になつたタムソン、改革教会の婦人宣教師キダー(Kidder, M. F., 1834-1910)と結婚したミラーは、改革教会と同様に特定の既存教派に所属しないことを認める意見であつたが、他方、ヘボン(Hepburn, J. C., 1815-1911)・カランルス(Carrothers, C., 1839-1921)・ルー

ニス (Loomis, H., 1839-1920) は長老教会伝道局の援助を受けて教会を設立すべしとの意見であったからである。ヘボンらから連絡を受けた本国の伝道局は、長老教会の正統的訓練を十分身につけた人材としてグリーン (Greene, O. M., 1845-82) を派遣し、彼を牽引車として七二年一二月中国澳門の長老教会大会 synod に属する日本長老会を組織させた〔中島ほか2003: 85, 112〕。かくて、長老教会が横浜および東京の公会と袂を分つ姿勢を鮮明にしたのであるが、それよりも早い同年五月一日以降、横浜公会の会員たちが聖日礼拝の場をヘボン施療所付設の礼拝堂から居留地六八番のゲーテ座に移したのは、公会側の選択でなく長老教会伝道局の意向が働いた結果であったと推測される〔同上: 84〕。こうして、米国長老教会の宣教師が、教派主義を固執する者と会衆制との提携の可能性を探る者へと分裂したのである。

三、各個教会を包括する無教派組織

一八七三年(明治六)二月下旬に切支丹禁制の高札が撤去されてより、英米諸教派は続々と宣教師を日本に送った。従来の総数三名に対してその年だけで二九名に達し、派遣教派数は六から一〇にはね上がった〔山本1929: 38〕。そのため、横浜・東京公会の無教派志向を理解しない宣教師が多数となり、所属教派の教会を設立する気運が強まるなかで、日本長老会の組織化があったのである。これに対抗する動きの一つは、S・R・ブラウンを中心と

する福音同盟会日本支部の結成であった。すなわち、同年一二月一日夜ブラウン宅での月例祈禱会で結成が可決されて、福音同盟会の教理的基礎 Doctrinal Basis 九カ条を採用し、運動拡大のため、個人加盟ながら横浜にある各ミッションから一名づつ委員を出すことになった。改革教会のブラウン、長老教会のヘボン、来日したばかりの米国美以教会のマクレー (Maclay, R. S., 1824-1907)、カナダ・ウェスレアン・メソジスト教会のカクラン (Cochran, G., 1834-1901)、米国バプテスト教会のブラウン (Brown, N., 1807-86)、米国監督教会のサイル (Syle, E. W., 1817-90) と、主なプロテスタント諸教派から委員が出たことで、教派主義を超える運動に明るい展望ができたことを、S・R・ブラウンは喜んだ〔高谷1965: 298-299〕。

超教派主義の婦人宣教師たちの激励を受けて公会側も行動を起こした〔高谷1959: 262〕。すなわち、日本横浜東京耶蘇公会総会の名義で七四年(明治七)一月一六日付けの左のような書簡を作成し、横浜の篠崎桂之助と熊野雄七(1822-1921)を使者として京浜在留の外国宣教師を歴訪させた。

耶蘇降世一千八百七十二年三月日本横浜ニ会合セル同国耶蘇ノ信者即チ我輩総員一致ノ協議ニ依リ始テ日本国ニ耶蘇公会ヲ確定セリ是レ外国諸州ノ各宗派ニ毫モ関渉スルコト無ク単ニ聖書ヲ以テ標準トナシ唯我等ノ主耶蘇基督ノ名ニ依ル而已

故ニ聖書ニ適合スル者ハ皆是基督ノ僕我儕ノ兄弟ナリ我輩初
 実公会ノ未熟ヲ愍ミ宗派ニ拘ルコトナク聖書純全ノ真理ヲ教
 訓スル者ハ皆是我儕ノ教師ナリ今我輩敬虔ノ心ヲ以テ願フ所
 ハ耶蘇正教ノ外国ノ諸教師諸信者惟主ノ名ニ依リ聖書ヲ以テ
 標準ト為テ其宗派ニ拘ルコトナク又互ニ忌諱ヲ挟ムコトナク
 一致協和シテ我ガ微々タル此公会ヲ愍ミ其足ザルヲ助ケ速ニ
 我全国ノ人民ヲ耶蘇救贖ノ恩下ニ就シムル様ニ尽力アラント
 トハ我公会一統ノ志願スル所ナリ誠実謹白 [佐波1938a・

211]

この書簡を、「我輩ノ公会ハ他ノ諸宗派ニ係ラズ」の文言で始ま
 る公会規則内規條第一条改正案(四六頁)と比較してみよう。主旨
 は全く同一であるが、改正案のほうが公会内部向けであるのに対
 して、こちらは当然のこととして外部とくに宣教師にアピールす
 る文章が中心をなしている。すなわち、外国の耶蘇教師・信徒
 の方々が、ただ主の名により聖書を標準として「宗派ニ拘ルコト
 ナク」一致協和し、未熟な微々たるこの公会を憐れんで、足りな
 いところを助け、速やかにわが全国民が耶蘇救済の恵みに与れる
 ようご尽力願いたい、というものである。先の「他ノ諸宗派ニ係
 ラズ」、この書簡の「外国諸州ノ各宗派ニ毫モ関渉スルコト無ク」
 もともに、篠崎桂之助が強調した「宗派ヨリ独立」[佐波1938a・
 210]よりは、「宗派ニ拘ルコトナク」つまり特定の既存教派に繫

属しないことを強調している。これは盾の両面であるが、なお止
 目に値すると思われるのである。ともあれ、自らの教派の教会
 を建てることに使命を感じている宣教師からみれば、このような
 アピールは、依拠する聖書の箇所が異なるところから教派が生じ
 た歴史に対する日本人信徒の無知を示す以外のなにもでもなか
 ったためか、主教(監督)制をとる米國監督教会のウィリアムズ
 (Williams, C. M., 1829-1910)の如き、使者の言葉に耳を傾けな
 かつたという[同上: 212]。

横浜公会のバラは日本人牧師が現れるまでの仮牧師であった。

バラを始めブラウン、タムソンもそれぞれの教派を離れた立場で
 公会の発展に貢献してきたが、ともに教派出身の伝道者であるか
 ら、もし彼らに正教師を依頼したのでは公会もその教派に所属す
 るものようになり、教派主義の人々の批判を受けることになる。
 横浜公会はこうした理由を具に開陳した牧師招聘状を、七四年二
 月当時会衆派の米國アンドーヴァー神学校に在学中の新島襄に送
 った[佐波1938b: 630-632]。公会を外国の既存教派に所属させ
 ないという、ここに貫かれている方針は、日本の文明開化のため
 に西洋文明の基礎をなすキリスト教を広めなければならぬとの、
 士族信徒たちの国民主義的な使命感と結合していた。

同七四年(明治七)四月四日、両公会は横浜で合同の集会を開き、
 前年三月の会議で選ばれた公会規則改正委員の提案を審議した。
 提案されたのは九月の東京公会建会式のさい朗読された「新規則」

か、それにさらに手を加えたもので、後の「日本基督公会条例」の草案であったと推定される。両公会の牧師・長老が出席したほか、東京・横浜在留の各派宣教師に加えて神戸のグリーンを招いたのは、これから組織される異なるミッションの公会にも適用される規則改正(公会条例)になるように、各教派の宣教師たちから助言を受けるためである。マクレー、カクランといったメソジスト派の宣教師たちは、合同しようとする日本人信徒の運動を評価するものの、自分たちが教会を組織する場合にはメソジストの方式によってやりたい、つまり合同には参加しない意向を表明した。バプテスト教会のアーサー(Arthur, J. H.: 1842-77)はなんの発言もしなかったが、浸礼を守る立場から合同できないことが推測された。他方、アメリカン・ボードのグリーンは、阪神在留の同労者たちは日本人の教会の間にこうした兄弟関係を達成するために今まで以上に譲歩する意思をもっている、と述べた。こうして、教派の区別を取り除いて合同できるのは、長老制のアメリカ改革教会・米国長老教会・スコットランド一致長老教会 United Presbyterian Church of Scotland(七四年来日)、および会衆派ながら超教派的性格をもつアメリカン・ボードの宣教師の感化を受けた日本人信徒に限られる見通しとなったが、それ以外のミッション・ボードの宣教師たちにも理解を求めることは、福音同盟会の趣旨に合うこととS・R・ブラウンは考えた。なお、この集会で決まった改正条項については、宣教師たちに検討の時間を与

えるため六ヵ月後の宣教師会議まで採択しないことが申し合わされた[高谷1965: 308-310]。この会議の直後設立されるアメリカン・ボード系の摂津第一(神戸)公会と摂津第二(大阪梅本町)公会、合同への参加が期待されたからであろう。

阪神の二公会が設立された直後、横浜でアメリカン・ボードの宣教師年会が開かれ、上述した七二年の第一回宣教師会議の決議に立脚して、「教会合同の具体的基礎a concrete basis of union」と題する決議を採択した。その要点は、①各教会の名称を「イエス・キリスト公会」という同一のものとし、地域的な区別以外にかなる名称もつけない。②公会の役員は牧師・長老・執事とする。③(長老派が提案したといわれる)八カ条の同一の信条を受け入れる。④上申あるいは照会のために作られる上級の地域的会議は、宣教師・牧師・諸公会の代表をもって構成される。⑤すべての各地公会の代表が出席する年一回の総会は、親睦と意見交換のための連合機関にすぎない、ということであった。これは阪神二公会の形態を方向づけることはもちろん、京浜二公会との合同を視野に入れたものであることは、①④がすでに公会規則にあつたか、そうでなくとも彼らに受容可能と思われることが示唆している。しかし、④で諸教会の代表と言って長老の語を避けたのはともかくとして、⑤で総会は連合機関にすぎないとしたところに、会衆制教派の譲れぬ立場が主張されていることを見逃すことができない[土肥1975: 38-39]。

一八七四年一〇月、横浜山手二二番なるアメリカ婦人一致外国伝道協会経営の女学校において、京浜・阪神四公会の長老または指導的信徒および関係ミツシヨンの宣教師が会同した。まず四公会の一致合同を約束し、去る四月の会議でまとまった「日本基督公会条例」案を採択したうえで、なおこれを各公会で審議可決の後共同の条例とすること、条例の定めるところにより翌年四月につきの会議を神戸で開催することを決めて散会した〔同上…43；井上1982：82〕。

ここにおいて漸く姿を現した無教派組織、定義上一個の教派と称すべき組織の性格を、日本基督公会条例によって探ってみよう。条例は、第一条例 信仰ノ諸則、第二条例 公会基礎、第三条例 安息日、第四条例 会吏ノ職務、第五条例 集会及公撰、第六条例 勸懲、第七条例 通則、からなっている。

第一条例で「日本ニ立ル所ノ耶蘇キリストノ公会ニ於テ信ズ可キ事左ノ如シ」として掲げた九カ条は、福音同盟会の教理的基礎の直訳ともいえるべきもので、既存教派の複雑な信仰箇条と対比するまでもなく、無教派的組織にふさわしい福音主義的な信仰箇条と考えられたのであろう。

第二条例は、かつて昨年三月公会規則内規第一条に代えるよう提案され、同年一月京浜二公会が宣教師に送った書簡と同じ趣旨のものである。すなわち、

我輩ノ公会ハ宗派ニ属セズ唯主耶蘇キリストノ名ニ依テ建ル所ナレバ単ニ聖書ヲ標準トシ是ヲ信ジ是ヲ勉ル者ハ皆是キリストノ僕我儕ノ兄弟ナレバ会中ノ各員全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽スベシ是故ニ此会ヲ日本国基督公会ト称ス

この文章のなかで私が注目したい点はつぎの二つである。一つは、最初の改正提案では「他ノ諸宗派ニ係ラズ」といい、宣教師への書簡の段階では「各宗派ニ毫モ関渉スルコト無ク」あるいは「宗派に拘ルコトナク」といった文言が、条例の公会基礎では「宗派ニ属セズ」となっていることである。いずれの文言も既存教派からの独立表明の印象を与える。ところが、草案と思しき文書には「宗派ニ偏倚スルナク」とあって、これが「宗派ニ属セズ」と訂正されているのである。「偏倚」とはどれかに偏り凭れることであるから、これより適切な表現として選ばれた「属」も、どの既存教派にも所属しないが、キリストの僕である限りどの教派とも親愛を尽くすという態度表明であるとみることができよう。以前の文言も同様に解釈してきた根拠がここにあるのである。

前引のように「全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽ス」といっても、当面一方向的に外国伝道局の支援を受けなければならぬのであるから、特定の教派に所属しないが、所属しないでも支援してくれる人々の支援を当てにする、ということに外ならぬのではないか。当時ブラウン塾に学ぶ一七歳の青年であった山本秀

煌は、「将来続々日本に設立せられんとする新教各派の教会を合同して無教派主義の一団となし、其の勢力を集注して奮闘以て異教徒に当り、日本に基督の靈的王国を建設、拡張せんとの崇高、遠大なる目的にてありき。而して其の理想を実現するの難易如何は固よりその問う所にあらざりしなり」と評している〔山本1929: 25〕。宣教師はミッションから派遣されていわば手弁当で伝道していたので、その保護下にあつた若く貧しい士族信徒たちは、牧師給・会堂経費や伝道経費を自給するのでなければ独立独行にならぬことに思い至らなかつたのではあるまいか〔註4〕。

もう一つは、公会規則の内規第一条では直截でなかつた名称が、端的に「日本国基督公会」と名乗られていることである。ただし、条例の見出しでは日本基督公会であるのに、条例文ではなぜ「国」の一字が入っているのか不詳である〔註5〕。いずれにせよ、無教派の立場から日本の公会に外国の教派名を冠することを嫌つた初代信徒たちの思いが達成された。

第三条例は、安息日の礼拝と聖餐という各公会にとつてもっとも重要な宗教活動と儀礼を定めている。第四条例は各公会の三役、牧師・長老・執事の職務を規定したもので、会中規則内規第二条〔第五条を踏襲している〕。

第五条例は内規第六条、第七条に、第六条例は同じく第一五、第一六条に対応し、とくに左の二則に公会を包括する「教派」の性格が現れている。

第五条例第一則 毎年四月十月第一ノ水曜日ヲ集会ノ初日ト定メ牧師長老一員ツツ其会ノ委員トシテ来会シ互ニ各会ノ情態及ビ其定議ヲ演説シ規則ノ変換全公会ノ保護及ビ伝道ノ便宜ヲ論定スベシ

第六条例第二則 牧師長老執事ヲ訴案スルハ牧師長老ノ組ノ議定ニ任スベシ [佐波1937: 458-459]

このうち五の一は、七四年五月のアメリカン・ボード宣教師年会決議の⑤に、六の二はその④に照応するものであつて、条例では宣教師の位置づけが分明を欠く点と、年会決議は当然のこととして会衆派寄りの文言であるのに対し、条例は長老派寄りの文言である点を除いて、両者同工異曲といつてもよく、京浜の二公会側ではこれで合同の見込みはついたと樂觀していた。しかし、一〇月の四公会会議の席で、阪神側のグリーンが条例に一、二追加する自由を各公会に与えることを主張し、京浜側のタムソンがこれに強く反対する一幕があつたという〔小崎1924: 24〕。それに、アメリカン・ボードから通信員correspondentの資格を与えられて同年十一月末帰国した新島襄(1843-90)がこの条例による合同に強い反対を唱え、第一回プロテスタント宣教師会議の成果を会衆派寄りに理解しかつ理解できると希望しうる限りにおいてグリーンに同調していたデビス(Davis, J. D., 1838-1910)がこれに賛同して、京浜側にとつて予想外の事態が展開していく。

一八七五年(明治八)三月、つまり四公会代員の会議予定期日の一カ月前に、デビスが事実上仮牧師を勤める神戸公会が大阪(梅本町)公会と協議のうえで京浜二公会に書簡を送った。そのなかで、公会一致というのはかの信仰簡条を同じうする公会が毎年集會し、ともに神を拝し互いに親睦交情を厚くすることであつて、各公会の権限をこの会議に委ね、各公会で便宜の処置ができないというような、政治的合意を意味しないものと希望すると述べ、五月下旬には米国の宣教師たちが集會する由であるから、公会の集會もその時期に延期してはどうか、と提案してきたのである〔山本1929: 45〕。

この通知に接した京浜二公会は大いに驚き、その「豹変」を怪しんだが、予定の同年四月、代員としてバラと奥野を神戸へ派遣し、阪神側の代員デビスおよび新島と会談させた。阪神側の両人は、先に横浜で議決された日本基督公会条例には同意できない節があるとの理由できつぱりと合意を謝絶した。かくて、四公会の合同、すなわち日本基督公会という日本の無教派教団の設立計画が最終段階で挫折したのである。

阪神側が公会条例には同意できない節があると言つたのは、先に掲げた第六条例第一則は長老制の中会presbyteryを定めたもの、第五条例第二則は長老制の大会synodを定めたもの、と解したからではないだろうか。バラと奥野は、アメリカン・ボード宣教師年會の「教会合同の具体的基礎」なる決議にいうところの、それぞ

れ④と⑤に当たる旨を弁じて説得に努めたのであろうが、デビスと新島はこれらの文言に長老制への強い傾斜を読みとつたに違いない。京浜側との度重なる合同の議論に参画したことがない両人は、長老制と会衆制を足して二で割るような妥協をあえてしてみたとところで、米国における合同挫折の歴史に徴し〔中島2000: 124〕、とりわけミッションとの関係からいつて、早晚長老制になるか会衆制になるかの二つに一つであるが、この条例のもとでは必ず長老制になると危惧したのであろう(註6)。公会条例を作成した京浜側代員は、阪神側代員のこの条例に対する深い潜在的懸念を読みとれず、「豹変」と受け止めざるをえなかつたのである。それにしても、ミッションの支援を受けて新しい教育機関を創建する堅い決意で帰国した新島の登場は京浜側には予想外のことであつたが、アメリカン・ボードの本部からD・C・グリーンに合同不賛成を伝えてきたというから〔中島ほか2003: 47〕、もしそうなら新島・デビスは本部の意向を体して行動したのであり、歩み寄りの余地はあろうはずはなかつた。

四、日本基督一致教会の創立

京浜の公会が阪神の公会との合同をめざして苦心していた膝元で、長老教会に属する教会があいついで設立されたことも、阪神側に合同が不成功に終わる危惧を懐かせたのかもしれない。早くも七四年(明治七)九月、ヘボン夫妻の後援のもとにヘボン英学塾

の生徒が中心になって横浜第一長老公会を設立し、ルーミスを仮牧師に選んだ(同年一〇月長老会の管下に入る)。横浜公会では設立に先立ち先方の重立った信徒を招いて無教派主義について懇談したが要領をえず、建会式にも招かれなかったという[山本1929: 43・森岡清美・井上1982: 81]。ついで同年一〇月カラゾルスの英学校の生徒が中心になって東京第一長老教会を設立して、彼を仮牧師に選んだ(七五年一月長老会の管下に入る)。こうして東京築地に二つの公会が並び立つことになり、翌七五年二月、東京公会々員安川亨・戸田忠厚ら八名が新島襄の教派主義に感染し東京第一長老公会に転籍するという事件まで起った[井上1982: 85]。しかも、先述の公会合同の夢が破れた同年四月、横浜第一、東京第一両教会の牧師・長老および関係の宣教師が出席し、O・M・グリーンを議長として中会が開催され、長老教会が京浜の地に根を張る観を呈したのである。

他方、横浜公会の長老本多庸一(1849-1912)が故郷青森県弘前で伝道した結果、「信徒十五名連署して同地に公会建設を請願す。公会は之を許可して」と「横浜公会旧記」が伝えるように[山本1929: 53]、東京公会の設立時と同じ手続きをへて公会が設立されたことは、公会条例の制定以前で長老教会の中会に相当するものが形成されていなかったことを露わにしている。ともあれ、弘前公会は七五年(明治八)一〇月に設立され、横浜・東京両公会につぐ第三の公会となったが、宣教師イング(Ingl, J., 1840-1920)の感化によ

って翌七六年一二月彼の属する米国美以教会に移った。また、同年四月、日本人教会の政治が宣教師によって左右されることに不満の東京公会長老で海軍教授の栗津高明が一〇数名の会員とともに脱会して、無教派独立の日本公会を別立した[井上1982: 95]。このように、公会の会員のなかに教派主義に転ずる者、逆に無教派独立に徹して脱会する者が出た一方、七三年三月に横浜第一浸礼教会、七四年九月には静岡にカナダ・メソジスト派の教会が設立されるなど、教派それぞれに教会を組織する勢いが増大するなかで、長老制の公会およびミッションだけでも合同してはという第二の策[井深1969: 378]が浮上した。

日本基督公会では、合同の問題とは関係なく、より周到な公会条例編成のために委員会を立ち上げ、日本人信徒では篠崎桂之助ら、宣教師ではタムソンとミラーを委員に指名した。これに対応して長老教会ミッションでは、ヘボンの提案によってO・M・グリーンとインブリー(Imbree, W., 1845-1928)を委員に指名し、タムソンおよびミラーと会同して、教会合同の件を議しかつ合同教会の政治規則と教理を準備させることに決した[Imbree1914: 7]。ここで、合同の予備会議を構成した四人の宣教師の経歴を素描しておこう。まず、タムソンは日本基督公会を指導したことから長老教会ミッションの俸給を辞退し、米国公使館の翻訳官兼通訳となつて日本長老会にも参加していなかったが、自給宣教師として籍だけは長老教会ミッションにあった。ミラーは妻の女子教育

事業に協力するため、長老教会ミッションの俸給を辞して自給宣教師となり、七五年七月妻が所属する改革教会ミッションに転籍していた。しかし、兩人とも長老教会の出身であるから、会した四人全員が同じ教派関係の宣教師ということになる。うちミラー、グリーン、インブリーの三人は三〇から三二歳の同一コーホートに属し、プリンストン大学とプリンストン神学校で何年かは同期生・同級生であった。のみならず、ミラーの父母とインブリーの父母はきょうだいで、兩人は二重交差いとこの関係にあり、しかも四年間神学校の寮でルームメイトだったという。こうしたいくえもの絆で結ばれた四人の会議で、日本における両派の合同について文字どおりハラを割った下相談がなされたことだろう。後世、日本基督教一致教会がこの四者の予備会談で発足したと評されるのも故なしとしないのである〔中島ほか2003: 90-100, 109-110, 132-133〕。

予備会議に基づいて米国長老教会ミッションからアメリカ改革教会ミッションに合同の呼びかけがなされ、後者は直ちに応じて〔Imbree1914: 6〕、七六年(明治九)五月一六日、長老派ミッションから六〇歳のヘボン、四〇歳のタムソン、それに新鋭のグリーン、インブリーとバラ(Ballagh, J., 1842-1920)、改革派から六五歳になるブラウンと四三歳のJ・H・バラ、三七歳のスタウト(Stout, H., 1838-1912)と三二歳のミラーが、横浜のフェリス女学校に会した。すでに合同の可否は問題でなく、合同を前提としていかに合

同するかを主要な議題として、各ミッション二名ずつの委員を選んで合同教会の信条および条例案を編成させること、同じ長老制のスコットランド一致長老教会ミッションに対して参加を要請することなどを決定した。こうして米国長老派からグリーンとインブリー、改革派からタムソンとミラーという予備会談出席の四人全員、それにスコットランド長老派からマクラレン(Mclaren, S. G., 1840-?)とワデル(Waddel, H., 1840-1901)が委員となって草案づくりの作業が始まった。日本人のための合同教会の憲法案編成作業が日本人を正委員に加えることなしに進められたが、これは三ミッションの協同作業である以上やむをえぬことであった。

委員会はまず日本基督公会の条例案を検討したが、全く不備で叩き台にもならぬとして斥け、米国長老教会の憲法を基礎に置いて日本の事情を斟酌しつつその条文を取捨し〔山本1929: 68〕、信条はアメリカ改革教会から、教理問答はスコットランド一致長老教会からというふうな、参加ミッションそれぞれの提供するところを取りまとめることで、信仰箇条Confession of Faith・政治規則Form of Government・懲戒条例Book of Discipline・礼拝模範Directory for the Worship of Godからなるブラウンらうころの「一致長老制」の憲法草案の編成を終えた〔高谷1965: 308、344〕。これを三ミッション協議会The Council of Three Missionsに提出して、早くも同七六年六月二一日に決定をみた後、ヘボンとミラーが篠崎の補佐のもとに一年余りかけて翻訳を了し〔Im-

breel1914: 8]、日本長老教会および日本基督公会に回付して賛成を求めた。両教会では双方とも憲法草案に対して議論百出し、一時は否決されるかと思われたが、しだいに妥協論が勝を制して採択に至ったのには、ミッシヨン側に採用を強いる傾きがあったからと言われる[井深樞之助1969: 390, 398; 山本1929: 68]。かくて、翌七七年(明治一〇)九月一七日、横浜海岸教会(横浜公会)・東京新栄橋教会(東京公会)・上田公会(七六年一〇月設立)・長崎公会(七六年一二月設立)の四公会をもつ日本基督公会、横浜第一長老公会・東京第一長老教会・法典長老教会(七五年一二月設立)・品川長老教会(七七年四月設立)・大森長老教会(七七年七月設立)の五教会をもつ日本長老教会、および関係の三ミッシヨン(米国長老教会・アメリカ改革教会・スコットランド一致長老教会)が合同して、日本基督一致教会Union Church of Christ in Japanが創立され、横浜海岸教会で第一回中会が開催された(注7)。

採択された日本基督一致教会憲法(英文)と米国長老教会憲法をとくに政治規則・懲戒条例・礼拝模範について比較すれば、前者は後者を範としてこれを取捨しつつ日本教会の条文が整備されたことを疑うことができない。例えば、政治規則第一章「教会ノ事」は母教会条文の丸写しに近い。原文四カ条のうち第三条が省略されているが、原文第二条のuniversal churchにvisibleを加えてuniversal visible churchと改めることで、第三条の意味を実質的に第二条に吸収したとすることができる。原文第四条(その丸写し

が日本側の第三条)は、「特定の教会particular churchは、聖書の教えにふさわしく神を拝し善を行うために自発的に結合し、かつ所定の政治形態に従う、何人かのキリスト信徒とその子女からなる」と規定して、目に見える「一部の教会」の単位である特定の教会が信者の契約に立脚することを明らかにしているのが注目される [Presbyterian Church USA 1950: 335-336; 日本基督公会: 1975: 2; 同1976: 17-18]。

教会憲法の採択に当たって、会衆派との合同の壁となった教会政治の件が全く問題にならなかったのはいうまでもない。議論が沸騰した点は、一致教会の創立により開設された東京一致神学校に井深樞之助や植村正久らと共に入学して第一期生となった山本秀煌によればつぎの三点であり [山本1929: 68-71]、宣教師側の推進者インブリーも同様にこの三点を挙げている [Imbree1914: 8-10]。

第一点は合同教会の名称であった。「日本基督公会」は第一回プロテスタント宣教師会議でも推薦された名称であるが、教職志願者では圧倒的多数を占め、一般信徒でも優勢の日本基督公会の称を採用すれば、日本長老教会が併合された印象を与える。さりとて多数の賛同をえられる代案もなく、結局、聖書翻訳委員が原語のエクレスシアを教会と訳したことに倣ってChurchを公会でなく教会と訳すると共に、これに「一致」の修飾語を冠して日本基督一致教会と決定した。いずれにせよ、主に日本人信徒の間の意見調

整の問題であったが、第二、第三の問題は宣教師と日本人信徒との間で起きた。

第二は政治規則の問題であった。個別の教会ごとに牧師と二名以下の長老からなる小会を置き、一定地域内の牧師全員と各小会一名づつの長老からなる中会(長老会)をその上に設置し、三つ以上の中会を蓋う地域に中会と同じ代議員で構成される大会を置くことは、長老制を採用する以上問題のないところである。これら大中小会のうち、中会は聖職者補任権をもち、中会の代議員は大会の代議員でもあって憲法改正まで議決することができるから、宣教師を中会の正議員とするか、員外議員に留めるかが議論の焦点となった。改革教会の規定を基準として、どのミッションの宣教師も本国母教会の長老会もしくは中会に籍を置くこととしたため、日本の合同教会の中会では員外議員たるべきであるが、大多数の宣教師は正議員たることを要求して止まない。そこで、宣教師の日本の教会との係わりは一時的であることを根拠に、その待遇も一時的例外的方法に依らざるをえぬとの理由をつけて、宣教師は日本基督一致教会の中会議員の資格ありと決まった。中会について規定した政治規則第九章第二条第二項の原文は、

But missionaries who assent to the Standards of Doctrine and Rules of Government of this church shall belong by virtue of their office. [日本基督教会1975: 10]

となっているが、これを訳した邦文憲法の対応する箇所は、

但此ノ教会ノ信仰箇条ト其政治ノ規則トヲ承諾セシ伝道使ハ其ノ職柄ニヨリテ此ノ会ニ与ルコトアルベシ [日本基督教会 1976: 23]

とあって、原文では疑いもなく正議員の資格を認めているのに、邦訳は員外議員ともとれる曖昧なものになっている。訳文を故意に曖昧なものにして、日本人信徒の抵抗をかわしたといわざるをえない。この作業を宣教師が主導したことはいうまでもないが、翻訳に当たった日本人信徒が協力したことは推測に難くない。しかも、懲戒条例の適用において、宣教師は一致教会の懲戒を受けず(受けるとすれば母教会の懲戒)との、上引訳文に附合する了解のもとにあって、彼らは教会外においてと同様、日本基督一致教会内においても事実上治外法権を保有した。

第三は信仰箇条の問題であった。日本基督公会がかねてから聖書のみを標準とし、その要点を明確にするために福音同盟会の九カ条の信条を添付するに止まったのは、欧米の教会のように複雑難解な神学説を教義の標準とすべきでないという確信を、日本人信徒が自らの入信体験や伝道経験をとおしてもっていたからである。他方三ミッションの協議会は、本国教会の教義の標準を自分たちが関与して創立した日本の教会がもし採用しなければ、本国教会の不信を招き、その支援をえるうえで障害となるとし、また

大抵の宣教師も教義標準は船のバラストのように重みをつけるために必要と判断した。かくて、日本基督公会の若い日本人信徒たちの猛反対にもかかわらず、彼等が日本語では読んだことすらないドルト大会の教法とウエストミンスター信仰簡条、そして耶蘇教略問答、ハイデルベルグ問答の四つを信仰簡条とすることに定まったが、「凡テノ会吏此ノ規矩ニ反セル教ハ之ヲ信ズルヲ得ズ」との原案が、「之ヲ主張スルコトヲ得ズ、又之ヲ教ルコトヲ得ザルナリ」“all office-bearers are required not to teach or maintain any doctrine contrary to said Standards”との一步後退した文言になったのは、日本人信徒の激しい反対の成果であった〔明治学院百年史1976：4〕。

一八七五年(明治八)暮れ英国人宣教医パーム(Palm, J. A., 1848-1928)に請われて伝道師として新潟に赴いた横浜公会長老押川方義は、ブラウン塾生のなかでは年配に属し、七七年四月公会の牧師選挙では最年長の奥野昌綱と同数の最多票をえたことが証するように、伝道牧会の力量において衆目の推すところであった。憲法草案が審議されている時、彼は真宗王国新潟で悪戦苦闘していたが、上引の信仰簡条採用に異議を唱え、断然新教会から分離して独立独歩の道を選んだ。

ブラウン塾・タムソン塾出身の若い日本人信徒は一般に無教派主義者であり、日本基督公会条例の信仰簡条で十分と考えていた。無教派主義のほうは第二の策への後退を余儀なくされたのはやむ

をえないとしても、合同の手順から信仰簡条を含む合同教会の憲法編成の全般にわたって宣教師主導で進められ、日本人信徒は同調を強いられる思いのなかで新教派が成立した。外国ミッションの人的財的情報的支援なしに新教派を運営できない現実がその背景にあったからである。かつてブラウン塾時代にミッションの学費援助を断った押川「井深梶之助」[969：275]らしく、合同教会から分離する道を選んだのは、新潟に在って憲法草案採択の事情に疎かったためだけでないだろう。押川のような挙に出ることを避けた若者も多かれ少なかれ屈折した挫折感を懐いたことを、山本のつぎの総括に窺うことができる。

要するに此の合同一致教会の成立は、宣教々師主人となりて之れが一切の献立をなし、日本人は客人となりてその饗応にあづかりしが如く、その西洋式料理の教義や規則を丸呑にして消化し兼ねたる観ある極めて不自然のものなりき。〔山本1929：71〕

五、宣教師と日本人信徒を繋いだ人々

日本人の合同教会を樹立するに当たり、宣教師主導のもとに英語原文の憲法を邦訳して採用するといった事態がいかんして出現したのであるうか。その背景は既述のとおり日本伝道が外国ミッションに依存するほかない当時の状況であるが、関与した団体や

人々のいかなる意思がいかようにからみあつてこれを生起せしめたのであろうか。観察の焦点を遠景から近景に移してその具体相を素描してみよう。

三ミッシヨンの宣教師群が担つた合同教会創立の流れの、中心をなしたのは各ミッシヨンから選ばれた六名の憲法草案編成委員であつた。そのうち、スコットランド一致長老教会は日本伝道の日が浅く、宣教実績も未だしの状態であつたから、二名の委員はお相伴といつてもよく、米国二ミッシヨンの四名が主となつたのは争いえない。そのなかでもプリンストン大学・神学校出身の三人の結束が固く、これに支えられてその一人のインブリーが委員会の要の位置に立つた。三人とも同一コーホートというもののインブリーが三〇歳で最も若く、そのうえ来日は七五年で三人中最も新参であつた。委員ではないが最古参のブラウンやヘボンとは親子ほどの年齢差があつたこの新参者が、どうして憲法編成委員の中核となり、関係ミッシヨンの宣教師群を牽引していったのだろうか。

インブリーの先祖はスコットランドで数代にわたつて長老教会の牧師を勤め、米国移住二代目の父はプリンストン神学校を出て長老教会の牧師となり、多年長老教会海外伝道局主事の要職に在つた人物である。インブリー自身首席でプリンストン神学校を卒業し、師友の期待を一身に集める新進の牧師であつた。折しも日本では、タムソンとミラーの在日ミッシヨン離脱問題、宣教師間

の感情的対立など憂慮すべき状況があつたので、本国伝道局はその意図を体して事態を収拾するとともに、日本における長老教会の教職者養成体制を構築できる人材としてインブリーに白羽の矢を立て、一般の宣教師は当人所属の長老会から派遣されるどころ、彼はとくに伝道局が直接任命して日本に送つたのである。「中島ほか2003: 48, 71, 87, 130-136」。こうして来日するや、若輩の新参者であつたが、長老教会ミッシヨンのプリンスとしての後光と特派宣教師としての権威を背に、忽ち宣教師関連の懸案を解決し、ついで三ミッシヨン中最も優勢な長老教会の事実上の代表として、憲法草案編成委員会を主導し教会合同の難事業を成功させた。ある時、「君が来るまでは、我々の言う事がとんとへボードン(本国伝道局)に通らなかつたが、君が来てからは、我らの言うことは何でも通るようになった」“Before you came we got nothing, but after you came we got everything.”と、長老教会最古参のヘボンがインブリーに漏らしたことがあるという「井深梶之助」[1969: 379]。伝道局幹部の意向を徹底的に諒解しかつ諸事情を手取るように明瞭に承知して、幹部から全幅の信頼をかちえている彼にして初めてなしようところであつた。

それでは日本人信徒の側はどのような状況であつたのか。七七年(明治一〇)一月三日、日本基督一致教会の第一回中会が開催された際、小川義綏・奥野昌綱・戸田忠厚の長老三名が按手礼を受けて教師の職に任ぜられた。日本人初の教師である。ついで七

八年四月に開かれた第二回中会ではさらにもう一人安川亨が教師に任ぜられ、同時に横浜のブラウン塾、東京のタムソン塾・カザルス塾等をへて開校早々の東京一致神学校に学んだ人々など一三名が教師試補に任ぜられた〔山本1929: 75〕。この一七名に開校当初の神学校生徒あるいは公会長老として氏名が別途記録されている者一二名を加え、年齢不詳の者三名を除いた二六名をもって合同教会発足時六二三名を算した日本人信徒の中核部分たる神学生二五名〔Imbree 1914: 12〕に相当する者とみなし、その属性を観察することしよう。

二六名のほとんど全員が旧幕臣かいわゆる戦敗藩・出遅れ藩出身の士族、藩儒・藩医の子であるが、年齢に着目すれば四四歳以上の二人と三二歳以下の二四人に区分される。前者は宣教師第一世代というべきヘボン、ブラウン、バラ、タムソン(以上、四〇〜六五歳)の日本語教師や新約聖書の翻訳助手を勤め、やや早期にタムソン(長老)・ブラウン(改革)から受洗して、横浜公会・東京公会の長老となった小川と奥野である。他方、後者のほとんどが三〇歳未満で二〇歳代が過半を占め、大多数はブラウン・バラ(改革)・タムソンから、少数は宣教師第二世代のスタウト(改革)・カラゾルス(長老)・ルーミス(長老)・デイヴィッドソン(Davidson, R. Y., 1846-1909, スコットランド派、これを除き三六〜三七歳)より、聖書を学んで七二〜七六年に受洗し、開校早々の東京一致神学校生徒となり、来日して日なお浅い専任教師 permanent instructor

インブリー、アメルマン(Amerman, J. L., 1843-1928, 改革)およびマクラレン(スコットランド派、以上三〇〜三五歳)から神学の専門教育を受けた人々であった。

自分たちが憲法を選定しこれを押しつけた印象なしとしない宣教師側と、押しつけられた思いの日本人信徒とのズレは、三〇歳代の宣教師第二世代と二〇歳代を中心とする若手の日本人神学生との間に生じたと推測される。神学を勉強中の日本人青年信徒たちでも、七四年七月の横浜公会信徒による近国伝道、七五年六月以降の東京新栄橋教会信徒による巡回説教〔山本1929: 34〕、神学生による開拓伝道に例示されるように、自己の入信体験に加えて厳しい伝道経験を積んでいたから、日本での伝道経験がないに等しい宣教師の神学で武装した説得に容易に追従できなかったのは無理もない。しかし、異教的伝統のもと異教的環境のなかで入信してより僅か数年の経歴しかない青年信徒では、世紀をへたキリスト教の伝統と環境のなかで育てられ、教派正統神学で鍛えられた「先生」には所詮歯が立たない。両者は神学校で師弟の関係にあった。

宣教師第一世代は、教派主義者のヘボンでさえ先述のように「ボード」に申請しても聞いてもらえなかったし、超教派主義者のブラウンは本国伝道局に申請しても俸給の送付を受けえず〔高谷1965: 305-306〕、バラやタムソンも日本基督公会への協力を認許されなかった〔山本1929: 42〕。彼らは本国伝道局から十分信頼さ

れていなかったのである。その半面、日本人信徒や求道者から大きな尊敬と厚い信頼をかちえ、彼らの人柄・人徳が日本人求道者を惹きつけ、その入信を媒介したのである。

宣教師第二世代、とくに日本基督一致教会創立を主導した新来日宣教師たちは本国伝道局から深く信頼されていた。インブリーはその典型であった。来日が憲法草案編成の間に合わなかったアメルマンも、ブラウンの度重なる要請により、日本における教職者養成のために派遣され〔高谷1965：300, 331；井深梶之助1969：363〕、ブラウン塾で教えた後、米国長老教会を代表するインブリーと並んでアメリカ改革教会の代表として東京一致神学校の専任教師に就任したのである。彼らは本国伝道局に忠実でなければならなかっただけに、日本人神学生との間に心情的な疎隔が生じ、神学生たちに疎外感を与えかねなかった。そのギャップを友好的に繋ぎうるかどうかが、新しい合同教会の順調な展開を左右したに違いない。

両者の潜在的疎隔を、意識するとしなやかにかかわらず未然に埋める作用をしたのは、神学教授の通訳やその著書の翻訳を担当した神学生たちであった。ミラー著『日本国キリスト一致教会政治規則』の翻訳者篠崎桂之助、アメルマン著『日本基督一致教会礼拝模範』（未発掘）の翻訳者植村正久（1838-1925）、アメルマン著『教会政治』（東京一致神学校、1885）、インブリー著『日本基督教会憲法積義』（明治学院、1893）の翻訳者井深梶之助（1854-1940）

という、神学生中多数を占めたブラウン塾出身者の代表ともいえるべき人々にその実績を認めることができる。彼らは己の立身のために有力な宣教師にすりよったのではなく、日本のキリスト教会を堅固に育成するには、こうした優秀な宣教師の指導に俟たねばならぬと確信していたのではないだろうか。三人のうち最年長の旧幕臣の子篠崎（二三歳）は、バラ塾以来ブラウンからとくに嘱望された塾生の一人で横浜公会の長老の任にあった人材であるが、憲法草案成つて僅か三ヵ月後に死去した。最年少の旧幕臣の子植村（一七歳）も篠崎同様早くから頭角を現し、後に伝道活動と文筆活動により日本基督教会の柱石となった。彼はマクラレンの講義を通訳し、またその著書を翻訳した〔明治学院1977：69, 77〕。ブラウン塾で従僕取締を勤めた旧会津藩重臣の子井深は、東京一致神学校在籍中アメルマン、ついでインブリーの講義通訳となり、卒業後は彼らが著述した何点もの神学テキストを翻訳した。前記はその一冊を例示したにすぎない。とくに九歳上のインブリーとは最初は師弟、ついで同僚、最後には親友という、一方ならぬ関係を結んだ。井深は彼を追悼する講演でつぎのように述べている。

（東京一致神学校で）始めの二年間は（インブリー）博士を先生として、その懇到にして明快なる講義を聴き、明治十四年以來は、一致神学校教授会の成員として、共に神学生教育の事に与り、明治十九年に明治学院が設立せらるるや、尚共に神

学部教授として、亦学院全体の理事として、相共に提携して来た次第で、その関係は、尋常一様の師弟の関係、若しくは友人の関係とのみ言い得ません。〔井深樞之助1969：367-368〕

中軸にこのような同志的協働の関係があったからこそ、宣教師団と日本人教職者団との意思疎通と連携が成り立ったのである。

日本人初の神学校専任教師となった井深がヘボンからも深く信頼されたことは、彼が高齢にもかかわらず明治学院初代総理に推挙された時、井深を副総理とし、ニューヨークのユニオン神学校に学ぶ彼の帰国を待つて出来る限り早い時期に交替することを条件に就任を引き受けたという、逸話一つ取っても明白であろう〔中島ほか2003：22〕。井深は憲法草案の審議中、父大病のため一時帰省してその評議に加わらなかったが、信仰箇条のうちドルト大会の教法とウエストミンスター信仰告白を受容したのは全く形式上に止まっていることを理由として、この二つを教会政治規則の前文から削除することを後の日本基督一致教会の中間に動議したところ、宣教師側の反撃に遇つてあえなく否決されるという一幕があった〔井深樞之助1969：448・明治学院百年史1976：4〕。井深が宣教師団の信任をえていた一方で、日本人教職者団の信任も厚かったことは疑いえない。明治学院の総理としても、井深は宣教師（ミッシェン）方へのみ味方せず、また日本の教会の自給独立を強く主張する日本人方へのみ味方することなく、常に心を局外に置いて

て両者の緩衝を図ることによって、難局を切り抜けたと許される〔沖野2004：27〕。井深は宣教師側と日本人教職者側双方の信任を受けて、教育活動と教派運営の両面で、押しも押されぬ日本基督教会の柱石となった。

註

(1) 一八七二年四月一三日(土)のソサヤター(講会)で決まった〔井上1982：47〕。日本人はこれを漢文として読み、中国宣教の経験があったから〔小川1977：44〕、聖書翻訳と同じ要領でまず漢字が両者のコミュニケーション手段となったこと、そして公会定規はバラの案文をもとに日本人信徒が起草したことを窺うことができる。

(2) 本稿と同じテーマを論じた文献はおおむね「無教派」と「超教派」とを同義に用いているが、筆者は「無教派」とはどの既存教派にも所属しないこと、したがって日本人信徒の立場を表明するものであり、これに対して「超教派」とは教派に所属しながら教派の垣根を越えた協力提携さらに合同を志向すること、したがって宣教師の立場を表明するものとして区別したい。しかし、超教派の宣教師も所属ミッシェンを離脱すれば無教派となり、無教派も展開の過程で「無教派」という教派に転生することを思えば、この区別は発達の初期の段階にのみ有効といわねばならない。

なおアメリカン・ボードは、キリスト教国の教派的性格を異教国に導入しないこと、教会が自給し自治を実現するよう信徒たちを訓練することを、派遣した宣教師に指令していたという〔土肥1975：102〕。しかし、その支援のもとに現地で結成された教会が超教派的な立場を維持できるとは限らなかった。

(3) 一九七二年(明治五)までに来日して京浜で活動した宣教師の間に、

教派の伝統を重視する人々と、教派の垣根を超えた協力を重視する人々との、意見の対立があった。長老派のヘボンとカラゾルス、それに本稿では言及しなかったが改革派のフルベッキ(Verreck, G. H. F., 1830-98)は前者で、とくにカラゾルスは強硬だった。これに対して、改革派のブラウンとバラ、長老派のタムソン・ルーミス・ミラー、会衆派のグリーンは後者に属した〔中島ほか2003: 44, 67, 83〕。前者は教派ミッションから派遣された宣教師通常の姿勢であるから説明は要らないが、説明が求められるのは後者である。そこで、濃密な異教派経験が超教派的姿勢を導いたとの仮説を立て、業績を点検するつぎのような事実が浮かび上がってくる。

S・R・ブラウン 超教派のマンソン・アカデミーで中等教育を受け、ユニオン神学校在学時代長老教会に属し、前後八年にわたる中国派遣を経験し、その時代にシンガポールでヘボンと会い、来日するや暫くヘボン夫婦と神奈川成仏寺で同宿し、ヘボン、バラ、タムソンと共に横浜英学所で英語を教え、ヘボン、グリーンと協力して新約聖書の翻訳に従事した。

J・H・バラ ニューブランズウィック神学校在学中にブラウンからアジア宣教の呼びかけを聞き、来日するやヘボン、ブラウンが住む成仏寺に寓居し、ともに横浜英学所で教えた。

D・タムソン 米国での所属教会が長老派のなかでも超教派的傾向をもつ長老教会であり、来日するやブラウン、バラ夫婦と成仏寺で同宿し、ともに横浜英学所で教えた。

H・ルーミス 両親がバプテスタ教会に属し、姉に連れられてメソジスト教会に通い、長老派でも新派に属するオーバン神学校に学び、妻の二歳上の兄が会衆派のグリーンという、多教派交錯の経験の持ち主。

E・R・ミラー 来日までは長老派の伝統のなかで純粹培養されたが、改革派の女性宣教師キターと出会い、結婚して彼女の女子教育事業に協力することを志したことが決定的だった。

D・C・グリーン 来日直後京浜でヘボン、フルベッキ、タムソンと交わり、神戸に移転してからもヘボン、ブラウンの聖書翻訳事業に加わって、義弟ルーミス始め京浜在住の長老派・改革派宣教師と親交を結んだ。

(4) 宣教師が超教派活動に深入りしてミッションの給与を辞退した場合、日本人信徒に給与を肩代わりする経済力がないから、別途自活の道を講じなければならなかった。ブラウンは修文館教師の契約期限が切れた後家塾の授業料に依存し、聖書翻訳事業に打ち込んでからは米國聖書協会の給与を頼りとした〔高谷1965: 33〕。バラは学校で教えた後、フランクリン大学同窓の駐日公使ビンガムとの縁故で米國公使館の翻訳官兼通訳に採用されて、収入の道を確保できた〔中島ほか2003: 46〕。グリーンは聖書翻訳事業に専念するため東京に転居してからは聖書協会より給与を受けた〔高谷1965: 325-326〕。

七三年(明治六)一〇月、横浜公会会長老奥野と東京公会会長老小川が二旬にわたる最初の総武両州回村伝道を実施した時、伝道経費としてミラーから二〇両を受けとった。また、翌七四年七月、横浜公会が青年信徒を静岡・栃木・房総・箱根へ伝道に派遣した時、奥野が宣教師たちから伝道資金五八両を贈与された〔井上1982: 70, 80〕。伝道に関する経費も信徒の自給でなく、宣教師に依存したのである。

七五年七月、横浜公会の会堂が建設されて日本伝道の本格的な拠点が出現した。建築費は一万ドル、収入内訳として、四五〇〇ドルは「隣家住家の家税」、二五〇〇ドルはバラによる米國での募金、一〇〇〇ドルはハワイ・キリスト教徒および英国の一商人、一〇〇〇ドルは米國初代公使ハリス、五〇〇ドルは現公使ブリュイン、残りの五〇〇ドルは内国人の寄付という〔井上1982: 88〕。内国人とはかりに日本人信徒のこととしても、寄与分は総額の二〇分の一に止まる。(建築費と収入内訳については佐波1937: 443-444も参照のこと)

このように、日本人信徒は宣教師給与・伝道経費の一切、会堂建築

表 日本基督一致教会の教勢 (1878年 4月 3日現在)

教会名	創立年月日	会員数			授洗人数		出入金				長老氏名	備考	
		総会員	現員	時点(月末)	授洗	期間	入金	出金	差引	期間			
A	横浜海岸教会	72.3.10	人 186	人 *163	77.10	人 24	6ヵ月	110円77銭	95円17銭	15円59銭	6ヵ月	熊野雄七	*旅行中56人を含む
	東京新栄橋教会	73.9.20	239	*127	77.10	25	6ヵ月	78.32	66.37	ママ 12.48	6ヵ月	北原義道	*旅行中17人を含む
	上田公会	76.10.8	36		78.2			90.86			6ヵ月	稲垣 信	
	長崎公会	76.12.23	16	19	78.3	2	12ヵ月	30.13	42.85	11.71	12ヵ月	瀬川 浅	
B	横浜第一長老教会	74.9.13	80	61	78.3			28.75	21.33	ママ 7.02		南小楠洲吾	
	東京第一長老教会	74.10.18	108	103	78.3	27	6ヵ月	42.84	42.31	52	6ヵ月	相良	
	法典長老教会	75.12.28	28	28	78.3			13.18	12.82	36	6ヵ月	武藤	千葉県東葛飾郡法典村
	品川長老教会	77.4.11	23		77.12			15.17	15.93	75	9ヵ月	鈴木	
	大森長老教会	77.7.22	41		77.12			13.00	13.00	0	6ヵ月	富塚	千葉県印旛郡大森村
C	麴町教会	77.11.3	44		78.3			11.88	8.90		5ヵ月	吉田信好	
	浅草教会	77.10.10	*49		78.3			16.20	16.53	32	5ヵ月	石井	*旅行中2人を含む
	牛込教会	77.11.17	64		78.3			14.02	12.86	1.15	4ヵ月	藤田尽吾	
	两国教会	77.12.8	38		78.3	8	4ヵ月	15.93			3ヵ月	松崎 連	

資料 佐波1938a : 150~152. (1878年4月3日の中会における各教会の景況報告)

註1. A 4教会は旧日本基督公会系、B 5教会は旧日本長老教会系、C 4教会は日本基督一致教会創立中会で設立承認、うち上から1~3は公会系、3, 4はスコットランド長老教会系。

2. 会員・授洗人数は子どもを含む。総会員数に転入を加え、転出と死亡を除いて現員数をえた。

文 献

- Davis, J.M., 1916, *Davis' Soldier Missionary*. Boston: Pilgrim Press.
- デビス、J 帕 D 帕一八八九「組合教会政治略説」本間重慶・宮川経輝編『組合一致併問題に就ての意見』日本組合基督教会、1-31。
- 土肥昭夫、一九七五『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督教団出版局。
- Greene, E. B., 1927, *A New-Englander in Japan: Daniel Crosby Greene*. Boston: Houghton Mifflin.
- 井深梶之助とその時代刊行委員会編「一九六九」井深梶之助とその時代』第一巻、明治学院。
- (5) 費のほとんどを外国宣教師に、そしてミッションに依存したのである。一八七七年一〇月の日本基督一致教会第一回中会に提出された憲法案は「日本国キリスト一致教会政治規則」と呼ばれる「佐波1938:144:日本基督教会1976:17」。原文の「Japan」を「日本国」と訳したのであるから、この場合「国」に特別の意味があるとは思われない。公会条例第二条例の場合も同様であったのかもしれない。
- (6) デビスは一致教会と組合教会の合併が画策され白熱的な議論が闘わされていた一八八九年(明治二二)の段階で、長老制と会衆制は全く異種の教会政治であるから中間の路線はありえず、歩みよろうとして変則長老制か変則会衆制とならざるをえない。何れかを採用するについて両教会総員の賛同がえられるのでなければ、合併の計画はしないほうがよいとの、慎重論的な合併反対論を公表している「デビス1889」。
- (7) 英語名称は最初 Union Church であったが、一両年後バラの提案で United Church と改められた [Imbree 1914:8-9]。
- 創立当初の日本基督一致教会の所属教会別教勢は別表のとおりである。宣教師団では米国長老教会が優勢であったが、教職希望者の約八割、信徒の約六〜七割を日本基督公会系が占めた。

- Imbree, W., 1914, *Church Unity in Japan*. W. Imbree.
- 井上平三郎、一九八二『日本基督教会横浜海岸教会史年表へいへい（一八〇六年—一八七七年）』改革社。
- 井上平三郎、一九八三『浜のともしび—横浜海岸教会初期史考—』キリスト新聞社。
- 小崎弘道編、一九二四『日本組合基督教史』（未定稿）、日本組合基督教会。
- 明治学院編・発行、一九七七『明治学院百年史』。
- 明治学院百年史委員会編・発行、一九七六『明治学院百年史資料集』第一四集。
- 森岡清美、一九七〇『日本の近代社会とキリスト教』評論社。
- 森岡清美、二〇〇四『明治前期における土族とキリスト教』『淑徳大学社会学部研究紀要』三八号、125-169。
- 中島耕二、二〇〇〇『W・M・インブリーと米国長老教会の日本伝道』明治学院大学キリスト教研究所『紀要』三二二号、65-141。
- 中島耕二・辻直人・大西晴樹、二〇〇三『長老・改革教会来日宣教師事典』新教出版社。
- 中村 敏、一九八四『日本初期プロテスタントリズムに及ぼした福音同盟会の影響』『キリスト教史学』三八集、1-45。
- 日本基督教会歴史編纂委員会編・発行、一九七五『日本基督教会歴史資料集』(一)『日本基督一致教会憲法英文原本』。
- 日本基督教会歴史編纂委員会編・発行、一九七六『日本基督教会歴史資料集』(三)『明治初期教会憲法規則』。
- 日本基督教会歴史編纂委員会編・発行、一九八二『日本基督教会歴史資料集』(六)『W・M・インブリー『日本伝道事始め』』。
- 小川圭治、一九七七『公会主義—その理念と運命—』(一)『東京女子大学比較文化研究所紀要』三八巻、32-48。
- 沖野岩三郎、二〇〇四『局外中立』明治学院歴史資料館編・発行『明治学院歴史資料集』第一集、27。
- 小澤三郎、一九四四『幕末明治耶蘇教史研究』亜細亜書房。
- 小澤三郎、一九六四『日本プロテスタント史研究』東海大学出版会。
- Presbyterian Church in the U.S.A. (eds.), 1950, *The Constitution of the Presbyterian Church in the United States of America*. Philadelphia.
- 佐波 巨編、一九三七『植村正久と其の時代』第一巻、教文館。
- 佐波 巨編、一九三八a『植村正久と其の時代』第二巻、教文館。
- 佐波 巨編、一九三八b『植村正久と其の時代』第三巻、教文館。
- 高谷道男編・訳、一九五九『ヘボン書簡集』岩波書店。
- 高谷道男編・訳、一九六五『S・R・ブラウン書簡集』日本基督教団出版部。
- 山本秀雄、一九二九『日本基督教会史』日本基督教会事務所。

Establishment of a Protestant Denomination in the Early Meiji Period: The Case of United Church of Christ in Japan

Kiyomi MORIOKA

The first generation of Japanese Christians who organized Protestant churches at Yokohama and Tokyo in the Restoration Period made special efforts to remain free of any denominational orientations and controls brought by American missionaries, and instead, tried to combine themselves with churches in the Kobe and Osaka area set up under the guidance of the American Board (Congregational) missionaries. After this church union attempt resulted in a failure, they selected the second best, namely to form a denomination by uniting with churches in the Tokyo area of the same Presbyterian polity, and established United Church of Christ in Japan in 1877 under the leadership of missionaries. The present paper pursues the dynamic process of development paying a special attention to the enactment of the church constitution and interactions among missionaries and Japanese leading Christians.